

条件付一般競争入札公告

令和7年7月7日

沿岸広域振興局長 小國 大作

1 業務概要

- (1) 業 務 名 釜石大槌地区水門・陸閘電気設備保守点検業務委託
- (2) 業務対象地域 釜石市ほか
- (3) 業 務 内 容 水門・陸閘電気設備点検 1式
- (4) 委託予定期間 令和8年3月31日まで

2 入札等の予定日及び場所

入札予定日時及び場所 令和7年7月17日（木）午後1時30分
釜石地区合同庁舎4階第2会議室

3 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

なお、(4)に示す入札参加者資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 消費税及び岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例22号）第3条に掲げる税目（岩手県内に本店又は営業所を有する場合）に滞納がないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けている者でないこと。
- (6) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合は、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。
- (7) 県内に主たる営業所を有すること。
- (8) 過去15年以内に、国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注した電気設備点検業務、電気工事、及び電気通信工事の3つ全てにおいて受注実績を有する者であること。

4 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。

ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。

ただし、落札者については、契約締結後において還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

5 入札説明書の配付

別添のとおりとする。

6 入札参加申請書の受付期限及び提出方法

別添入札参加申請書（様式第1）を令和7年7月14日（月）午後5時までに沿岸広域振興局土木部に提出すること。

7 設計図書及び契約条項の閲覧

設計書（金抜き）、特記仕様書等は、別添のとおりとする。

8 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。FAXによる提出可）により令和7年7月11日（金）午後5時までに、11に示す照会先に提出すること。また、回答は、入札参加者に対し令和7年7月15日（火）午後5時までにFAX等により行う。

9 入札の方法

（1）入札書は、2の日時及び場所に持参して提出すること。

（2）入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によること。

10 その他

（1）入札参加申請書及び確認書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

（2）入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合又は受注の重複等により管理技術者による業務の遂行が困難と認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

（3）入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。

（4）その他詳細については入札説明書に示すとおりとする。

11 照会先

〒026-0043 岩手県釜石市新町6番50号

岩手県沿岸広域振興局土木部管理課

電話 0193-25-2708（直通） FAX 0193-21-1106